

次期計画素案（たたき台）	現計画	主な変更理由																																																																																								
<p>第1章 総論</p> <p>1 道内のがん対策を取り巻く状況</p> <p>(1) 道民意識調査</p> <p>○ 本計画の策定に当たり、前回（平成28年度）に引き続き、令和4年度に道民の「がん」に対する意識等について調査を実施しました。</p> <p>今回の調査結果では、「がん」に対する印象について、「こわい」と思っている方、「どちらかといえばこわい」と思う方があわせて90.0%と、前回調査結果（91.3%）を下回っているものの、依然として「がん」は道民の皆様にとって大きな脅威であることがうかがえました。</p> <p>また、がん対策を進めるうえで重要なことに対する設問では、1位は5年前と同様、「専門的ながん医療を提供する医療機関の整備」でしたが、2位には「がん検診の受診率向上」と前回から上昇しており、がん予防に対する意識が高まっていると考えられます。</p> <p>【あなたは、「がん」についてどのような印象をお持ちですか】</p> <table border="1" data-bbox="240 995 1246 1375"> <thead> <tr> <th rowspan="2">選 択 肢</th> <th colspan="2">R4</th> <th colspan="2">H28</th> </tr> <tr> <th>件 数</th> <th>比 率</th> <th>件 数</th> <th>比 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こわいと思わない</td> <td>25</td> <td>2.9</td> <td>14</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>どちらかと言えば、こわいとは思わない</td> <td>43</td> <td>5.0</td> <td>27</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>どちらかと言えば、こわいと思う</td> <td>315</td> <td>36.6</td> <td>217</td> <td>28.8</td> </tr> <tr> <td>こわいと思う</td> <td>459</td> <td>53.4</td> <td>471</td> <td>62.5</td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td>18</td> <td>2.1</td> <td>21</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>860</td> <td>100.0</td> <td>754</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	選 択 肢	R4		H28		件 数	比 率	件 数	比 率	こわいと思わない	25	2.9	14	1.9	どちらかと言えば、こわいとは思わない	43	5.0	27	3.6	どちらかと言えば、こわいと思う	315	36.6	217	28.8	こわいと思う	459	53.4	471	62.5	わからない	18	2.1	21	2.8	無回答			4	0.5	合 計	860	100.0	754	100.0	<p>第1章 総論</p> <p>1 道内のがん対策を取り巻く状況</p> <p>(1) 道民意識調査</p> <p>○ 本計画の策定に当たり、前回（平成23年度）に引き続き、平成28年度に道民の「がん」に対する意識等について調査を実施しました。</p> <p>今回の調査結果では、「がん」に対する印象について、「こわい」と思っている方、「どちらかといえばこわい」と思う方があわせて91.3%と、前回調査結果（86.3%）を上回っており、依然として「がん」は道民の皆様にとって大きな脅威であることがうかがえました。</p> <p>また、がん対策を進めるうえで重要なことに対する設問では、1位は5年前と同様、「専門的ながん医療を提供する医療機関の整備」でしたが、2位には「がん患者や家族への経済や雇用等の支援」と前回から上昇しており、がん罹患後の生計維持に対する関心が高まっていると考えられます。</p> <p>【あなたは、「がん」についてどのような印象をお持ちですか】</p> <table border="1" data-bbox="1397 995 2404 1375"> <thead> <tr> <th rowspan="2">選 択 肢</th> <th colspan="2">H28</th> <th colspan="2">H23</th> </tr> <tr> <th>件 数</th> <th>比 率</th> <th>件 数</th> <th>比 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こわいと思わない</td> <td>14</td> <td>1.9</td> <td>35</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>どちらかと言えば、こわいとは思わない</td> <td>27</td> <td>3.6</td> <td>79</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>どちらかと言えば、こわいと思う</td> <td>217</td> <td>28.8</td> <td>347</td> <td>33.0</td> </tr> <tr> <td>こわいと思う</td> <td>471</td> <td>62.5</td> <td>561</td> <td>53.3</td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td>21</td> <td>2.8</td> <td>23</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>4</td> <td>0.5</td> <td>8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>754</td> <td>100.0</td> <td>1,053</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	選 択 肢	H28		H23		件 数	比 率	件 数	比 率	こわいと思わない	14	1.9	35	3.3	どちらかと言えば、こわいとは思わない	27	3.6	79	7.5	どちらかと言えば、こわいと思う	217	28.8	347	33.0	こわいと思う	471	62.5	561	53.3	わからない	21	2.8	23	2.2	無回答	4	0.5	8	0.8	合 計	754	100.0	1,053	100.0	<p>調査内容の時点更新 (更新済み)</p>
選 択 肢		R4		H28																																																																																						
	件 数	比 率	件 数	比 率																																																																																						
こわいと思わない	25	2.9	14	1.9																																																																																						
どちらかと言えば、こわいとは思わない	43	5.0	27	3.6																																																																																						
どちらかと言えば、こわいと思う	315	36.6	217	28.8																																																																																						
こわいと思う	459	53.4	471	62.5																																																																																						
わからない	18	2.1	21	2.8																																																																																						
無回答			4	0.5																																																																																						
合 計	860	100.0	754	100.0																																																																																						
選 択 肢	H28		H23																																																																																							
	件 数	比 率	件 数	比 率																																																																																						
こわいと思わない	14	1.9	35	3.3																																																																																						
どちらかと言えば、こわいとは思わない	27	3.6	79	7.5																																																																																						
どちらかと言えば、こわいと思う	217	28.8	347	33.0																																																																																						
こわいと思う	471	62.5	561	53.3																																																																																						
わからない	21	2.8	23	2.2																																																																																						
無回答	4	0.5	8	0.8																																																																																						
合 計	754	100.0	1,053	100.0																																																																																						

【がん対策を進める上で今後、どのような取組が特に重要だと思いますか（3つまで）】

選 択 肢	R4		H28	
	件 数	比 率	件 数	比 率
専門的ながん医療を提供する医療機関の整備	436	50.7	384	50.9
がん医療に精通した医療従事者の育成・確保	307	35.7	229	30.4
がん検診の受診率向上	405	47.2	337	44.7
受動喫煙の防止	63	7.3	66	8.8
学校における健康教育の充実	59	6.9	32	4.2
がん治療の初期段階からの緩和ケアの充実	174	20.2	190	25.2
在宅で療養できる環境の整備	178	20.7	134	17.8
がんに関する情報提供の充実	120	14.0	92	12.2
がんに関する相談支援窓口の整備	111	12.9	119	15.8
患者団体等への支援	15	1.7	22	2.9
がん患者や家族への経済や雇用等の支援	358	41.6	375	49.7
がん研究の推進	139	16.2	123	16.3
その他	13	1.5	6	0.8
無回答	6	0.7	7	0.9

(2) 北海道がん対策基金の設立

- 全ての道民が一体となって、がん患者やその家族の方々を社会全体で支える仕組みとして、道内企業をはじめ各種団体や道民の皆様などからの募金や寄付を財源とした北海道がん対策基金が平成27年2月に設立されました。(運営管理：(公財)北海道対がん協会)
- 患者の視点に立った不安解消のための相談支援、長期間療養を続けている小児がんの子どもへの学習支援のほか、がんに関する正しい知識の普及啓発などにきめ細やかに取り組むことを目的としており、基金の運営に当たっては、基金運営委員会により積立財源の運用等が行われています。

<北海道がん対策基金概況>

積立状況	_____円（令和5年12月31日現在） （③助成1,791千円【6事業】、④助成2,410千円【8事業】、⑤助成2,763千円【8事業】）10
運用方法	積み立てた原資の額に応じて助成事業を実施する「取崩型」による運用
助成事業	①がん検診受診促進事業 ②がん教育推進事業 ③がん患者等相談支援事業 ④がん情報提供事業 ⑤その他事業

【がん対策を進める上で今後、どのような取組が特に重要だと思いますか（3つまで）】

選 択 肢	H28		H23	
	件 数	比 率	件 数	比 率
専門的ながん医療を提供する医療機関の整備	384	50.9	584	55.5
がん医療に精通した医療従事者の育成・確保	229	30.4	365	34.7
がん検診の受診率向上	337	44.7	493	46.8
受動喫煙の防止	66	8.8	122	11.6
学校における健康教育の充実	32	4.2	57	5.4
がん治療の初期段階からの緩和ケアの充実	190	25.2	205	19.5
在宅で療養できる環境の整備	134	17.8	167	15.9
がんに関する情報提供の充実	92	12.2	156	14.8
がんに関する相談支援窓口の整備	119	15.8	164	15.6
患者団体等への支援	22	2.9	26	2.5
がん患者や家族への経済や雇用等の支援	375	49.7	436	41.4
がん研究の推進	123	16.3	152	14.4
その他	6	0.8	15	1.4
無回答	7	0.9	10	0.9

(2) 北海道がん対策基金の設立

- 平成27年2月に全ての道民が一体となってがん患者やその家族の方々を社会全体で支える仕組みとして、患者の視点に立った、不安の解消のための相談支援、長期間療養を続けている小児がんの子どもへの学習支援のほか、がんに関する正しい知識の普及啓発などにきめ細やかに取り組むことを目的に、道内企業をはじめ各種団体や道民の皆様などからの募金や寄付を財源とした北海道がん対策基金が設立されました。(管理運営：(公財)北海道対がん協会)
- 基金の運営に当たっては、基金運営委員会により積立財源の運用等が行われています。

<北海道がん対策基金概況>

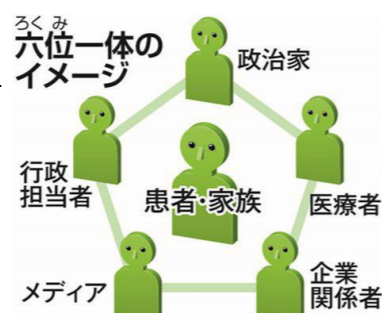
積立状況	10,875,748円（平成29年12月31日現在） （㉗助成2,450千円【6事業】、㉘助成1,081千円【5事業】、㉙助成783千円【3事業】）
運用方法	積み立てた原資の額に応じて助成事業を実施する「取崩型」による運用
助成事業	①がん検診受診促進事業 ②がん教育推進事業 ③がん患者等相談支援事業 ④がん情報提供事業 ⑤その他事業

調査内容の時点更新
(更新済み)

時点修正

(3) 北海道がん対策「^{ろくみいつたい}六位一体」協議会

- 北海道におけるがん医療・療養生活の均てん化を図るため、患者や住民、医療提供者、行政、議員、企業関係者やメディアなど個々の組織の枠を超え、北海道のがん対策の向上を目的とする北海道がん対策「六位一体」協議会が平成28年3月に設立されました。



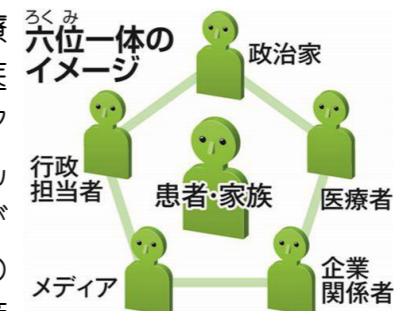
- 北海道がんサミットの開催を通じ、参加者が一堂に会し、がん対策の関連情報の提供を行い、他地域からのがん対策の好事例を学び、様々な分野の課題と要望書として取りまとめるなど、本道のがん対策の推進に大きく寄与してきました。
- 本協議会は、当初の主な目的を果たしたため、令和5年7月末をもって解散となりましたが、今後も、本協議会の設立趣旨を踏まえ、関係機関が連携して取組を行っていくこととしています。

<北海道がん対策基金運営委員会構成員>

アフラック札幌総合支社、(株)スミフル北海道事務所、東京海上日動火災保険(株)、北星大学文学部、(株)ほくやく・竹山ホールディングス、(一社)北海道医師会、北海道がん患者連絡会、国立病院機構北海道がんセンター、北海道教育庁学校教育局健康・体育課、北海道キリンビバレッジ(株)、(公財)北海道健康づくり財団、北海道コカコーラボトリング(株)、(株)北海道新聞社、(公財)北海道対がん協会、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課、(株)ムトウ、(株)モロオ、

(3) 北海道がん対策「^{ろくみいつたい}六位一体」協議会の設立

- 平成28年3月に北海道におけるがん医療・療養生活の均てん化を図るため、患者や住民、医療提供者、行政、議員、企業関係者やメディアなど個々の組織の枠を超え、一堂に会し、がん対策の関連情報の提供を行い、他地域からのがん対策の好事例などを学び北海道のがん対策の向上を目指すことを目的とする北海道がん対策「六位一体」協議会が設立されました。



- 平成28年7月には、道内で初めてとなる北海道がんサミット2016が開催され、参加者が、「がんの診断と治療」や「患者の就労」など7つの分野において課題分析し、必要な対策を考えるグループワークが行われ、出された意見については、後日要望書として道及び道議会等に提出されました(平成29年8月にも開催)。

<北海道がん対策「六位一体」協議会構成員>

北海道がん患者連絡会、(一社)北海道医師会、(一社)北海道歯科医師会、(公財)北海道対がん協会、(公財)北海道健康づくり財団、国立病院機構北海道がんセンター、北海道、札幌市、がん対策北海道議会議員の会、(一社)北海道商工会議所連合会、北海道経済連合会、(株)北海道新聞社、北海道文化放送(株)

削除

時点修正

時点修正

2 国の動向等

- これまで国は、第1期がん対策推進基本計画（平成19年度～平成23年度）にがん診療拠点病院（以下、「拠点病院」という。）の整備、緩和ケアの提供体制の強化及びがん登録の充実、第2期（平成24年度～平成28年度）には小児がん、がん教育及びがん患者の就労を含めた社会的な問題等の取組、第3期（平成29年度～令和4年度）ではAYA（Adolescent and Young Adult）世代のがん、高齢期のがんといったライフステージに対応したがん対策やがんゲノム医療の推進等について盛り込み取り組んできました。
- 令和4年6月に取りまとめられた第3期基本計画の中間評価報告書においては、がん医療均てん化のため、拠点病院を中心とした医療提供体制の整備が進められてきた一方で、地域間及び医療機関間で進捗状況に差があることが指摘されています。
- 第4期（令和5年度～令和10年度）の基本計画では、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」を全体目標とした上で、3本の柱という第3期基本計画の構成を維持して「がん予防」、「がん医療」及び「がんとの共生」の各分野における現状・課題に対する施策を定め、取り組むこととしています。

2 国の動向等

(1) がん対策基本法の改正

- 平成18年にがん対策基本法（平成18年法律第98号。以下「基本法」という。）が成立してから10年が経過し、この間の、がん医療のみならず、がん患者に係る就労・就学支援等の社会的問題等、がん対策をめぐる状況の変化等に鑑み、がん対策をさらに推進するため、国は、平成28年12月に基本法を改正しました。
- がん患者が尊厳を保持しつつ、安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者がその置かれている状況に応じ福祉的支援・教育的支援も含む必要な支援を受けることができるようにすること等が基本理念に追加されるとともに、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう事業主の責務（第8条）が新設されたほか、がんの早期発見の推進（第14条）、緩和ケアに関する専門性を有する医療従事者の育成（第15条）、がん患者の雇用の継続等（第20条）、がんに関する教育の推進（第23条）などの基本的施策が拡充されました。

(2) 第3期がん対策推進基本計画の策定

- 国はこれまで第1期（平成19年度～平成23年度）、第2期（平成24年度～平成28年度）「がん対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）」の策定によりがん診療連携拠点病院（以下、「拠点病院」という。）の整備、緩和ケア提供体制の強化、がん登録の充実、小児がん、がん教育、がん患者の就労を含めた社会的な問題等について取り組んできました。
- また、がん対策において取組が遅れている分野について、取組の一層の強化を図るため、平成27年12月には、「がん対策加速化プラン」が策定されました。
- しかしながら、平成19年度からの10年間の目標である「がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の20%減少」を達成することができず、その原因として、喫煙率やがん検診受診率の目標値が達成できなかったこと等が指摘されています。

時点修正

○国の基本計画の見直しに伴う修正

3 計画策定の趣旨

- がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、**令和4年**には年間約**38万人**が亡くなり、生涯のうちに約2人に1人が、**がん**にかかると推計されており、依然としてがんは国民の生命と健康にとって重大な問題となっています。
- こうした中、道においては**がん対策**基本法や基本計画を踏まえ、北海道がん対策推進計画（第1期：平成20年度～24年度、第2期：平成25年度～29年度、**第3期：平成30年度～令和5年度**）を策定し、これまで拠点病院の整備や緩和ケアの提供体制、**がん登録**、相談支援、**小児・AYA世代への支援**などの推進に取り組み、75歳未満がん年齢調整死亡率の減少など一定の成果が得られたところです。
- 人口の高齢化とともに、本道のがんの罹患者の数、死亡者の数は今後とも増加していくことが見込まれる中、依然としてがん医療や相談支援について地域格差や施設間格差がみられるほか、**全国と比較し、低いがん検診受診率の向上や緩和ケアの充実**、希少がん・難治性がん・小児がん対策、AYA世代の対策、がん患者等の就労を含めた社会的な問題、がんの教育などの課題への対応も重要となっているところです。
- このため、道では、道民一丸となってがんには負けない社会を実現するため、国の基本計画見直しにあわせて、**令和6年度**以降に本道において取り組むべきがん対策の基本的施策や個別目標を規定し、全国の都道府県の中でも高い死亡率や**罹患率**の改善を図ること等を全体の目標とする、新たな北海道がん対策推進計画を策定することとしたものです。

- 第3期（平成29年度～平成34年度）の基本計画では、国と地方公共団体、がん患者を含めた国民、医療従事者、医療保険者、事業主、学会、患者団体等の関係団体、マスメディア等が一体となって、これまでの取組に加え、希少がん、難治性がん、小児がん、Adolescent and Young Adult世代（思春期世代と若年成人世代。以下「AYA世代」という。）のがんへの対策が必要であること、ゲノム医療等の新たな治療法等を推進していく必要があること、就労を含めた社会的な問題への対応が必要であること等の諸課題の解決に向けて、取り組みを進めていくこととしており、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」ことを目標としています。

3 計画策定の趣旨

- がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、平成28年には年間約37万人が亡くなり、生涯のうちに約2人に1人が、**がん**にかかると推計されており、依然としてがんは国民の生命と健康にとって重大な問題となっています。
- こうした中、道においては基本法や基本計画を踏まえ、北海道がん対策推進計画（第1期：平成20年度～24年度、第2期：平成25年度～29年度）を策定し、これまで拠点病院の整備や緩和ケアの提供体制、**がん登録**、相談支援などの推進に取り組み、75歳未満がん年齢調整死亡率の減少など一定の成果が得られたところです。
- 今後、人口の高齢化とともに、本道のがんの罹患者の数、死亡者の数は今後とも増加していくことが見込まれる中、依然としてがん医療や相談支援について地域格差や施設間格差がみられるほか、緩和ケアについては、精神心理的な痛みに対するケアも含めた一層の充実が必要であること、更には、希少がん・難治性がん・小児がん対策、AYA世代の対策、がん患者等の就労を含めた社会的な問題、がんの教育などの課題への対応も重要となっているところです。
- このため、道では、道民一丸となってがんには負けない社会を実現するため、国の基本計画見直しにあわせて、平成30年度以降に本道において取り組むべきがん対策の基本的施策や個別目標を規定し、全国の都道府県の中でも高い死亡率の改善を図ること等を全体の目標とする、新たな北海道がん対策推進計画を策定することとしたものです。

国の基本計画踏まえた修正

時点修正

時点修正

時点修正

時点修正

4 計画と条例の関係

- 平成19年、北海道議会に対して「がん条例」の制定を求める請願が提出されたことを機に、がん患者や家族、がん患者を支援する団体を中心として、がん条例制定の機運が**高まり**、5年後の平成24年、北海道議会第1回定例会において「北海道がん対策推進条例」（以下「条例」という。）が全会一致で可決成立し、平成24年4月1日より施行されました。
- 条例では、がん対策を総合的に推進し、道民が心身ともに健康で心豊かな生活を送ることのできる社会の実現に寄与することを目的として、がんの予防や早期発見、がん医療の充実など、これまでのがん対策推進計画における各種がん対策に加えて、新たにがん患者や家族への支援、治療後の後遺症や小児がん、難治性がんへの対策などに取り組むこととしたほか、がん患者やその家族、保健医療福祉関係者、行政機関の関係者等で構成する北海道がん対策推進委員会を平成24年度に設置し、がん対策推進計画の策定・変更やがん対策の推進に関する重要事項について調査・審議を行うこととしています。
- 道では、基本計画と条例を踏まえ策定した本計画に基づき、必要な施策の効果的な推進を図ることとしています。

5 計画の期間

- **令和6**年度から**令和11**年度までの6年間とし、経済社会情勢の大きな変化には柔軟に対応することとします。

4 計画と条例の関係

- 平成19年、北海道議会に対して「がん条例」の制定を求める請願が提出されたことを機に、がん患者や家族、がん患者を支援する団体を中心として、がん条例制定の機運が高まりました。
- そして5年後の平成24年、北海道議会第1回定例会において「北海道がん対策推進条例」（以下「条例」という。）が全会一致で可決成立し、平成24年4月1日より施行されました。
- 条例では、がん対策を総合的に推進し、道民が心身ともに健康で心豊かな生活を送ることのできる社会の実現に寄与することを目的として、がんの予防や早期発見、がん医療の充実など、これまでのがん対策推進計画における各種がん対策に加えて、新たにがん患者や家族への支援、治療後の後遺症や小児がん、難治性がんへの対策などに取り組むこととしたほか、がん患者やその家族、保健医療福祉関係者、行政機関の関係者等で構成する北海道がん対策推進委員会を平成24年度に設置し、がん対策推進計画の策定・変更やがん対策の推進に関する重要事項について調査・審議を行うこととしています。
- 道では、基本計画と条例を踏まえ策定した本計画に基づき、必要な施策の効果的な推進を図ることとしています。

5 計画の期間

- 平成30年度から平成35年度までの6年間とし、経済社会情勢の大きな変化には柔軟に対応することとします。

時点修正